

28 八行行発第 2 号
平成 28 年 4 月 14 日

八王子市監査委員	伊藤	達夫	殿
同	矢野	和利	殿
同	水野	淳	殿
同	鈴木	勇次	殿

八王子市長 石 森 孝 志

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成21年度

監査テーマ	自転車駐車場に係る事務の執行について
監査項目	(2) 自転車駐車場別収支分析について
指摘項目	収支計画及び年度実績等の比較検討について
指摘事項	自転車駐車場の収支計画と実績の照合作業について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>自転車駐車場を建設整備する際に、協定書やその覚書などとともにセンターから提出された個別施設ごとの「収支計画表」について、市担当課は、実績ベースの財務的な検討をこれまで行ってきていない。この「収支計画表」には次のような項目が記載されているが、市担当課としては実績金額を確認することができる工事費の内訳金額、補助金の申請・決定状況及び借入金の有無の実績などについて、契約書及び補助金申請書類並びにセンターの事業計画書及び決算報告書の該当部分等、客観的な資料及び証憑類をセンターに対して依頼することが必要であったものとする。これらの資料や証憑類を確認しない限り、センターが市に対して請求する負担金の根拠を確認することができないからであり、また、施設建設にあたってセンターが金融機関から借り入れる借入金の償還期限が検証できないからである。</p> <p>【「収支計画表」の記載事項】 平成21年度包括外部監査結果報告書P45参照</p>
措置内容	<p>今般の指摘を受け、センターと協議し、平成26年度秋に、平成25年度までの実績を反映した八王子市内全施設の収支表の提出を受け、確認・分析を行い、平成25年度までの市負担額の適正性を確認した。</p> <p>また、その結果、平成25年度後半において、収支上は費用償還が終了していたこと、及びこのまま現行協定を継続すると、協定期間内（平成28年度末）で約2億6千万円の収支黒字が発生する見込みであることが判明した。</p> <p>一方、平成26年度秋には、平成27年度以降早期に高尾駅北口自転車駐車場の施設建替えを実施しなければならない状況となっており、センターで費用試算したところ、約2億9千万円の市負担金が生じることになった。そこで、センターとともに精緻に確認したところ、その償還については、上記の収支黒字(見込み)を充当することが可能であると結論づけられ、このまま現行協定を維持することで、平成28年度末には新施設を含めた全施設の償還が完了する見込みであることが判明した。このことについては、高尾駅北口自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書（平成27年3月2日締結）の中で、両者で確認している。</p> <p>以上のことから、現行協定を維持することとし、協定満了後の管理運営体制については、将来的に施設の建替えも見込まれることから、その費用償還を含めて、今後検討していくものとする。</p> <p>また、協定期間内の収支について、毎年度詳細に検証していくこととし、センターと書面にて確認を行い、方向性を決定した。</p>
措置時期	平成27年11月10日
所管部課	道路交通部交通事業課

平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(2) 市営住宅家賃等の徴収及び管理について
指摘項目	法的措置について
指摘事項	納付誓約書に係る要綱の規定について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>要綱の納付誓約書にかかる規定を削除して、自治令第171条の6に相当する規定を設け、市担当課へ提出させるべき資料や手続等の細目を定めるよう検討されたい。</p> <p>また、納付誓約書の効果は債務承認による時効の中断にあるので、同条の要件に該当しない者や支払不能の状況にある者については、債務承認書を差し入れるべき旨の規定を設けることを検討されたい。</p>
措置内容	<p>要綱を改正し、履行期限の延長に当たっては、地方自治法施行令第171条の6に基づいて実施できる旨の規定を設けるとともに、延長を行うために必要な資料を規定した。</p> <p>また、同条の規定に該当しない者については、債務承認書を差し入れるべき旨の規定を設けた。</p>
措置時期	平成27年7月1日
所管部課	まちなみ整備部住宅政策課

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	I-1. 収集及び運搬業務について 1. 一般廃棄物指定収集袋等の製造、管理及び配送業務委託について
指摘項目	(3) 結果 ②指定収集袋等の管理及び配送業務委託について
指摘事項	イ. 管理・配送事業者から提出を受ける指定収集袋取扱実績報告書の位置づけについて (指 摘)
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指 摘 <input type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	<p>指定収集袋取扱実績報告書（取扱店の販売状況の実績報告）は、必ず提出させて書類上の出納記録を全取扱店ごとに検証し、在庫有り高についても定期的に対取扱店を訪れて確かめることが必要となる。現在の仕組みの中で、このような確認や検証行為がなされていないことは問題である。</p> <p>しかし、そのような実務を強いる制度設計が問題である。指定収集袋等の販売等の仕組みについて、より効率的、効果的な仕組みを再構築することが求められているものと認識する。</p> <p>指定収集袋の所有関係は、当該指定収集袋が管理・配送事業者から取扱店等に適正に納品された段階で、市の管理ではなく、協力会が買い取ったものとして仕組みを再構築することを要望する。そのためには、管理・配送事業者から、4半期ごとに、または半期ごとに、売掛金の回収状況の報告（2月以上入金が遅れている取扱店等の債権残高等の報告）を受けて、管理・配送事業者の資金繰りに問題が生じていないかどうかを検証することも必要である。</p> <p>このような業務の効率化によりねん出した業務時間を委託業務の実施過程の監視業務に充てることが重要である。</p>
措置内容	<p>指定収集袋の所有関係は、当該指定収集袋が管理・配送事業者から取扱店等に適正に納品された段階で、市の管理ではなく、協力会が買い取ったものとして仕組みを再構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各取扱店の在庫状況把握のための実績報告書（年に一度）をやめた。 納付期限になっても納付がない取扱店には管理・配送事業者が催促する。全額納付され次第市への納付をさせるようにし、管理・配送事業者には立て替え払いをさせることがないようにすることで、資金繰りに問題が生じないようにしている。また、納付期限を守らなかった取扱店を報告させるようにし、注意、配送停止又は取扱店廃止の措置をとるようにしている。
措置時期	平成26年 7月28日
所管部課	資源循環部ごみ減量対策課

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	I-1. 収集及び運搬業務について 1. 一般廃棄物指定収集袋等の製造、管理及び配送業務委託について
指摘項目	(3) 結果 ②指定収集袋等の管理及び配送業務委託について
指摘事項	ウ. 管理・配送事業者の指定収集袋等取扱に対する監視について（指 摘）
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指 摘 <input type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 （概要）	<p>指定収集袋等が管理・配送事業者に保管されている段階では、当該指定収集袋の所有権は市に存在する。つまり、指定収集袋等自体が換金価値の高い財産である。このような財産的価値を有する指定収集袋等に対する管理は、委託販売事業者に委ねているが、市担当課では管理状況について、ルール（要綱等）に基づき適時適切に当該事業者の管理状況を監視していないのが現状である。</p> <p>したがって、市担当課としては、次のことを実施されたい。</p> <p>i 管理・配送事業者から提出を受ける「八王子市一般廃棄物指定収集袋配送・管理業務委託報告書」（月次）記載の出荷情報が、取扱店等からの発注書に基づいて適正に記録されているかどうかを検証するために、当該月次の特定の日における出荷情報を市担当課でサンプル的に選定し、該当する取扱店の発注書を取り寄せ、指定収集袋等の種類ごとに、発注日・配送日及び配送数量等を、発注書や当該業務委託報告書等と照合すること。</p> <p>ii 管理・配送事業者が実施する指定収集袋等の棚卸作業に必ず立会い、実際に棚卸の状況を観察すること、また、事業者の棚卸の作業の一部をテストとして、市担当課で実施し、事業者の棚卸の適正性を検証することが重要である。その際には、事業者が実施する棚卸の実施要綱等を事前入手し、棚卸としての十分性を検証する必要がある。</p> <p>iii 前項のイ. で指摘した事後的な報告書の検証の合理化に伴って生じた時間は、業務委託の実施過程を検証することに費やすことを提案する。</p>
措置内容	<p>i 毎月市が指定する日付（無作為）の発注書を提出させ、当該日の入出庫日報、報告書（月次）及び請求書と照合することとした。発注書は当該月分手数料を管理・配送事業者が市に納付後、原本を市で保管することとした。</p> <p>ii 市担当課による棚卸を4半期ごとに行うこととした。</p>
措置時期	平成27年4月1日
所管部課	資源循環部ごみ減量対策課

平成23年度

監査テーマ	廃棄物対策及びリサイクルの推進に係る事務の執行について
監査項目	1-1. 収集及び運搬業務について 3. 不法投棄防止用監視システム保守点検業務委託について
指摘項目	(3) 結果 ①財産管理について (指 摘)
指摘事項	①財産管理について (指 摘)
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指 摘 <input type="checkbox"/> 意 見
指摘内容 (概要)	当該監視システムにおいて保守を行う対象は、監視カメラ等である。当該監視カメラは工事請負契約により市が設置したものであり、工作物として、財産管理を行うべきものと考えられる。しかし、工作物台帳には記載がない。 工事で取得した建物等と同様に財産価値を認識する必要がある。
措置内容	監視カメラについて、財務部管財課の工作物台帳に登録した。
措置時期	平成27年 3月11日
所管部課	資源循環部館清掃事業所、戸吹清掃事業所、南大沢清掃事業所

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 子ども家庭部【学童保育所（児童青少年課）】
指摘項目	(4) モニタリングの状況
指摘事項	【指摘】 備品の計上漏れについて
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	学童保育所視察時に、施設にあるパソコンについて、市が作成・管理している備品台帳への計上漏れが判明した。網羅性の観点で再度検証するとともに、今後において計上漏れがないよう意識徹底を図ることが望まれる。
措置内容	平成27年1月9日付で「市備品の管理方法の統一について（通知）」を全指定管理者に送付し、平成27年1月1日現在の台帳と備品（現品）の照合を指示するとともに、各施設で整備する備品台帳の様式統一、備品管理事務のマニュアル化等を図った。
措置時期	平成27年1月9日
所管部課	子ども家庭部児童青少年課